

## 一関市空き家バンク登録住宅改修等補助金交付要綱

### (目的)

第1 市内の空き家の有効活用を図り、移住者の受入れによって地域の活性化に資するため、一関市空き家バンク事業実施要綱（平成25年一関市告示第38号。以下「要綱」という。）第2第3号に規定する空き家バンクに情報を登録した空き家（以下「空き家」という。）の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 空き家の所有権を有する者であって、入居者と賃貸借契約を締結し、空き家を入居者に賃貸する者をいう。
- (2) 入居者 所有者と賃貸借契約を締結し、空き家を賃借する者（契約を締結した日の前日に市外に住所を有していた者に限る。）をいう。
- (3) 取得者 所有権の移転を目的とする契約を締結し、空き家を取得した者（契約を締結した日の前日に市外に住所を有していた者に限る。）をいう。
- (4) 改修工事 住宅の機能維持又は機能向上のために行う空き家の改築、増築、修繕、補修又は模様替え等の工事をいう。
- (5) 二地域居住者 市外に住所を有し市内にも生活拠点があることを客観的事実に基づいて証明できる者をいう。
- (6) 市内施工業者 市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者をいう。

### (補助金の交付対象となる空き家)

第3 補助金の交付の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当する空き家とする。

- (1) 空き家の賃貸借契約又は所有権の移転を目的とする契約の締結日前3年以内に居住する者がいなかった空き家（補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）が第5第2号に掲げる経費のみである場合にあっては、当該契約の締結日において居住する者がいなかった空き家）
- (2) 過去にこの告示に基づく補助を受けていない空き家  
(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有者
- (2) 取得者
- (3) 市内に定住の意思を有する入居者
- (4) 二地域居住者である入居者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としな

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と同一の世帯に属する者が市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税及び国民健康保険料をいう。）を滞納している場合
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (3) 申請者が申請者又は申請者と同一の世帯に属する者の3親等以内の親族である所有者と空き家の賃貸契約又は所有権の移転を目的とする契約を締結する場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

（補助金の交付対象経費）

第5 交付対象経費は、原則として、賃貸借契約又は空き家の所有権の移転を目的とする契約を締結した日から申請者が当該空き家に入居するまでに行われるものであって、次に掲げる経費とする。

- (1) 改修工事（市内に本店、支店、営業所等を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者が行う工事に限る。）に要する経費
- (2) 空き家に残っている家具等の処分に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、交付対象経費の総額が10万円に満たないときは、補助金を交付しない。

（補助金の額）

第6 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

（提出書類及び提出期日）

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりと

する。

(補助事業の内容の変更)

第8 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 補助金の交付額の変更を伴う変更

(補助金の返還)

第9 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を市長に届け出るとともに、補助金を返還しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けた所有者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助の対象となった空き家の登録を取り消したとき。ただし、所有権の移転による場合はこの限りでない。
- (2) 補助金の交付を受けた入居者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助の対象となった空き家から退去したとき。
- (3) 取得者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助の対象となった空き家から転居し、又は当該空き家を売却若しくは譲渡したとき。
- (4) 二地域居住者でなくなったとき。

(申請の取下期日)

第10 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して30日以内とする。

(報告の徴収等)

第11 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成28年4月1日から施行する。

改正文 (令和3年3月31日告示第81号抄)

令和3年4月1日から施行する。なお、この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

改正文（令和5年3月31日告示第106号抄）

令和5年4月1日から施行する。

改正文（令和6年4月1日告示第171号抄）

令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年3月26日告示第66号抄）

令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6関係）

| 補助金の区分 | 交付要件   | 補助金の額  |
|--------|--|--|
| 基本額    | 次のいずれかに該当する場合とする。<br>(1) 空き家バンク登録住宅改修等補助金交付申請書（以下この表において「申請書」という。）を提出した日において申請者又はその配偶者のいずれか又はいずれもが40歳未満である場合<br>(2) 申請書を提出した日において申請者又はその配偶者のいずれもが40歳以上である場合  | 交付対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、交付要件が(1)の場合は200万円、(2)の場合は100万円をそれぞれ限度とする。            |
| 加算額    | 次のいずれかに該当する場合とする。<br>(1) 改修工事の請負契約を市内施工業者と締結した場合<br>(2) 申請書を提出した日において申請者と同一世帯の者に18歳以下の者（以下この表において「被扶養者」という。）又は出生予定の者（母子健康手帳で確認できる場合に限る。）がいる場合。ただし、二拠点居住者を除く。 | 交付要件が(1)の場合は20万円、(2)の場合は被扶養者又は出生予定の者1人につき10万円とする。ただし、基本額に加算額を加えた額が交付対象経費を超える場合は、交付対象経費から基本額を除いた額とする。 |

別表第2（第7関係）

| 条項         | 提出書類         | 添付書類                        | 提出期日   |
|------------|--------------|-----------------------------|--------|
| 規則第4条の規定によ | 空き家バンク登録住宅改修 | (1) 空き家に係る売買契約書又は賃貸借契約書等の写し | 別に定める。 |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p>る書類</p>   | <p>等補助金交付<br/>申請書（様式第<br/>1号）</p>                                  | <p>(2) 住宅の登記事項証明書<br/>(3) 改修等費用の明細書又は見積書の<br/>写し<br/>(4) 改修等の内容がわかる図面（施工箇<br/>所の見取図等）<br/>(5) 住民票謄本（続柄の記載されたも<br/>の）<br/>(6) 母子健康手帳の写し（出生予定者が<br/>いる場合）<br/>(7) 世帯全員の前年度の納税証明書<br/>(8) 工事着工前の写真<br/>(9) その他市長が必要とする書類<br/><b>【申請者が入居者（賃借人）の場合】</b><br/>(10) 空き家バンク登録住宅改修等補助<br/>金の入居者利用同意書（様式第2号）</p> |   |
| <p>規則第6条<br/>第1項第1<br/>号、第2号及<br/>び第3号の<br/>規定による<br/>書類</p> | <p>空き家バンク<br/>登録住宅改修<br/>等補助金変更<br/>（廃止）承認申<br/>請書（様式第3<br/>号）</p> | <p>(1) 改修等費用の明細書又は見積書の<br/>写し<br/>(2) 改修等の内容がわかる図面（施工箇<br/>所の見取図等）</p>  | <p>変更（中止、<br/>廃止）の事由<br/>の生じた日<br/>から15日以<br/>内</p> |
| <p>規則第13条<br/>第1項の規<br/>定による書<br/>類</p>                      | <p>空き家バンク<br/>登録住宅改修<br/>補助金請求書<br/>（様式第4号）</p>                    | <p>(1) 領収書又は振込依頼書等の写し<br/>(2) 改修等の写真（着工前及び完成時）<br/>(3) 住民票謄本（申請時に改修した空き<br/>家に住所を有していなかった場合）<br/><b>※ 所有者又は二地域居住者は不要</b></p>  | <p>別に定める。</p>                                       |